

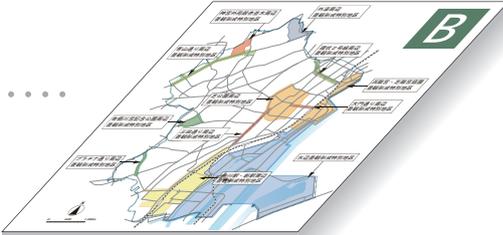
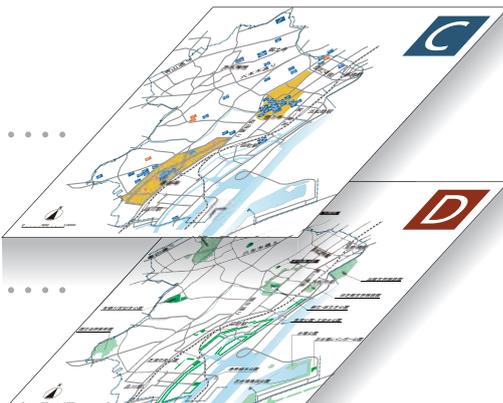
4 【地域別】屋外広告物のデザインの配慮事項

(1) 本ガイドラインでの地域区分について

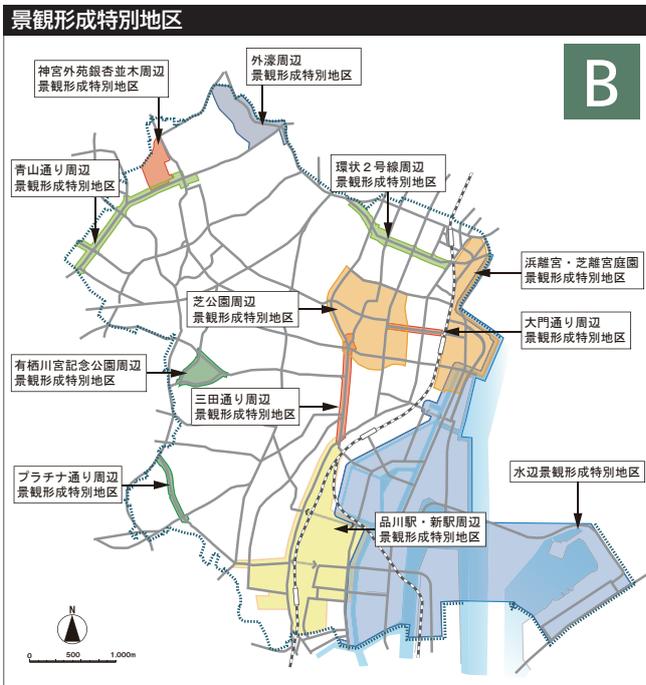
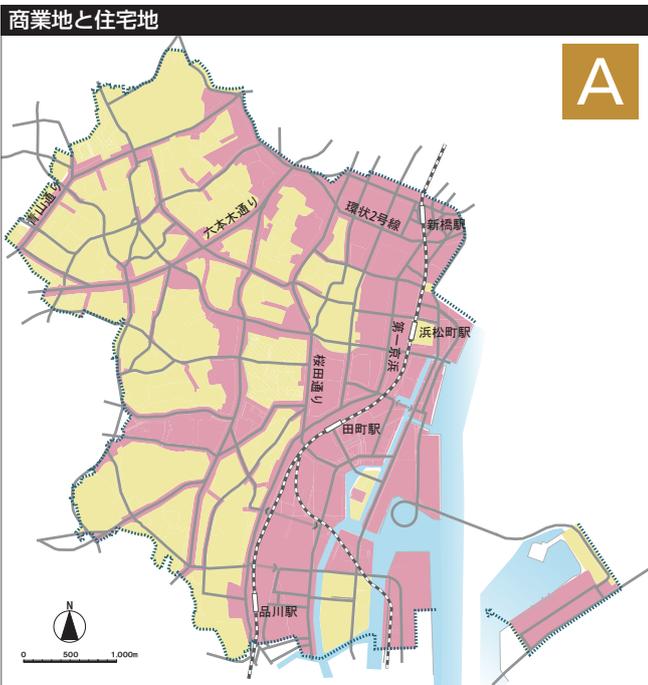
「土地利用の特性」に応じた区分として、区全域を住宅地と商業地に分けており、該当するいずれかの配慮事項が適用されます。さらに、港区景観計画で定める区分である「景観形成特別地区」と「景観資源や周辺への影響が大きい場所」について、該当する全ての配慮事項が適用されます。

屋外広告物を表示・掲出しようとする地域に適用される全ての配慮事項に適合するように計画してください。

該当区分がご不明な場合は、こちらへお問い合わせください。 港区 開発指導課 景観指導係 tel.03-3578-2232

地域区分		ページ	対象区域
区全域	(2) 土地利用の特性に応じた配慮事項	① 商業地 P.28	…… Step1 周辺の地域特性を考慮し全域での区分を確認します。 
		② 住宅地 P.29	
+			
景観計画で定める区分	(3) 景観形成特別地区の配慮事項	① 運河沿いや臨海部の良好な景観形成 ・水辺景観形成特別地区 P.30	Step2 景観形成特別地区の該当がないか確認します。 
		② 水と緑の軸を保全、育成する景観形成 ・外濠周辺景観形成特別地区 P.31	
		③ 歴史的な庭園等からの良好な眺望保全 ・芝公園周辺景観形成特別地区 ・浜離宮・芝離宮庭園景観形成特別地区 P.32	
		④ 大規模な道路の整備にあわせた景観形成 ・青山通り周辺景観形成特別地区 ・環状2号線周辺景観形成特別地区 P.34	
		⑤ 大規模緑地を生かした風格のある沿道の景観形成 ・プラチナ通り周辺景観形成特別地区 ・有栖川宮記念公園周辺景観形成特別地区 P.36	
		⑥ ランドマークへの眺望が際立つ景観形成 ・三田通り周辺景観形成特別地区 ・大門通り周辺景観形成特別地区 ・神宮外苑銀杏並木周辺景観形成特別地区 P.38	
		⑦ 東京の南側玄関口にふさわしい景観形成 ・品川駅・新駅周辺景観形成特別地区 P.40	
+			
景観資源や周辺への影響が大きい場所	(4) 景観資源や周辺への影響が大きい場所での配慮事項	① 大規模な公園・緑地周辺 P.41	Step3 景観資源周辺等の該当がないか確認します。 
		② 寺社が数多く立地する地域と歴史的建造物周辺 ・寺社が数多く立地する地域 ・歴史的建造物（東京タワーを除く）周辺 P.42	
		③ 東京タワー周辺 P.44	
		④ 大規模建築物等 ※ P.45	

※大規模建築物等とは、P.45に示す制度を利用して建築するものです。



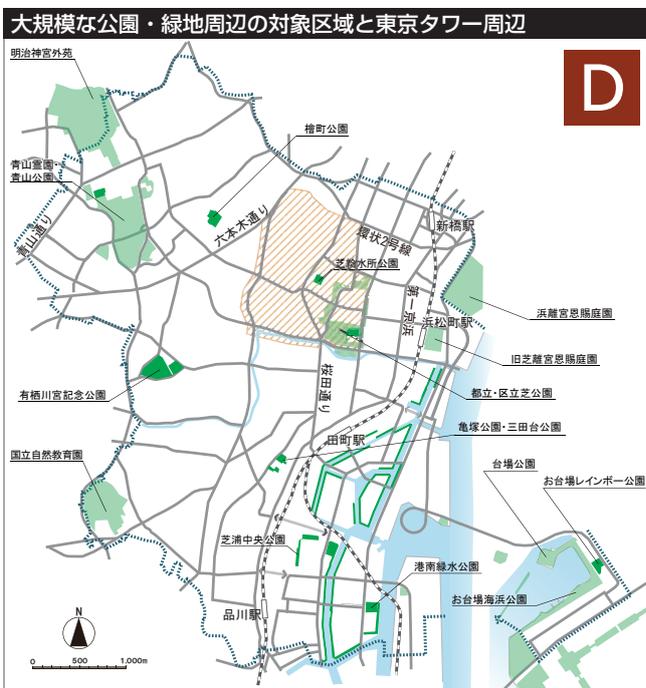
凡例

本ガイドラインで定める区分	用途地域
住宅地	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
商業地	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域

凡例

基本方針を踏まえた重点的な取組の方向性

■ 運河沿いや臨海部の良好な景観形成を推進する	■ 大規模な道路の整備にあわせて沿道の街並みを育む
■ 水と緑のつながりを強め、水と緑の軸を保全、育成する	■ 大規模緑地を生かした風格のある沿道の街並みを育む
■ 歴史的な庭園等からの良好な眺望を保全する	■ ランドマークへの眺望を際立たせる
■ 東京の南側玄関口にふさわしいシンボリックな景観を創る	



凡例

■ 寺社が数多く立地する地域	— 主要な道路
◆ 文化財建造物	■ 運河、海
◆ 都選定歴史的建造物	⋯⋯ 景観計画区域(区境)

凡例

■ 区立公園・運河沿緑地 (※一定規模以上の区立公園を表記)	— 主要な道路
■ 都・国の緑地等	■ 運河、海
■ 東京タワー周辺	⋯⋯ 景観計画区域(区境)

※ A～Dの地図は、概ねの位置を示したものです。

(2) 土地利用の特性に応じた配慮事項

① 商業地

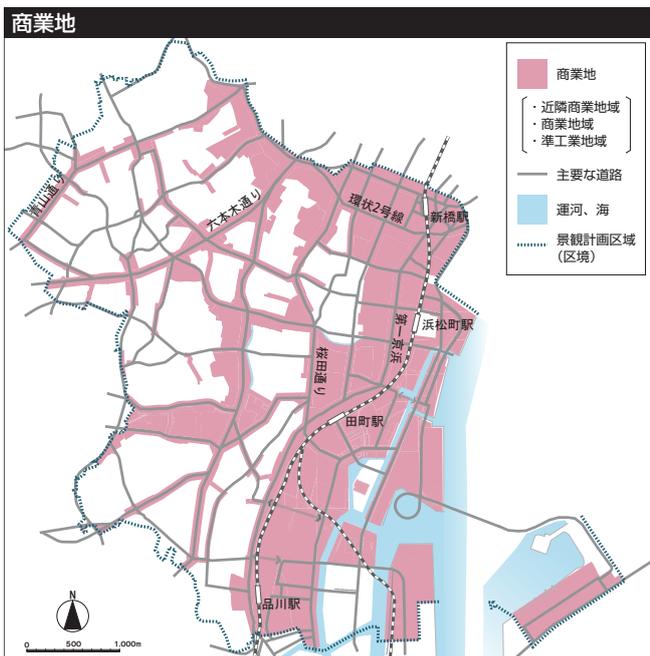
配慮のポイント

・商業地では、地域の特徴を取り入れるなど、地域の個性を生かした屋外広告物となるよう配慮する。

※港区全区域を商業地と住宅地に区分していますが、実際の土地利用や景観の実態を踏まえ、周辺環境に応じた誘導を図っていきます。

地域特性	キーワード	地域例	配慮のポイント	具体的な配慮例
駅前広場	利便性 シンボル 玄関	新橋駅西口 広場 など	周辺から突出して目立つことは避け、街の玄関口として品格が感じられる表示とする。	・鮮やかな色彩を用いる場合は使用面積を抑え、街並みとの調和に配慮したすっきりとした表示とする。 ・広告物の大きさや掲出位置を揃え、街並みとしての秩序を維持する。
交差点、沿道	安全性 連続性 街角	六本木 など	交通安全を確保し、街角にふさわしい品格が感じられる表示とする。	・交通信号、交通標識と混同しないように、派手な色彩の使用を避け、映像装置等を用いる場合は点滅、動きの速い動画を避ける。 ・広告物の大きさや掲出位置を揃え、壁面やスカイラインの連続性を保つ。
ファッション街	おしゃれ ハイセンス・ ハイクオリティ 憧れ	南青山、 北青山 など	港区のブランド力を牽引し、世界から憧れられるような、質の高いデザインとする。	・自社の価値を高めるだけでなく、周辺店舗等と協調し合い、地域全体のブランド力を高める表示とする。 ・グローバル展開する企業等においても、地域特性を加味したデザインを検討する。
商店街	小粋 親しみ 温かさ	麻布十番 など	自然素材など質感豊かな素材を用いるなど、小粋な表示とする。	・布や木材など温かさが感じられる質感豊かな素材を積極的に用いる。 ・季節の花や緑を組み合わせるなど親しみやすい表現を取り入れる。
路地、ガード下	界限性 レトロ 懐かしさ	新橋 慶應仲通り など	昔ながらの路地などの小さなスケール感を生かす表示とする。	・暖簾や赤提灯、木製看板など昔ながらの表現を用いる。 ・周辺の店舗等と協調し、街路に対して心地の良い大きさや情報量の表示とする。 ・LEDビジョンやデジタルサイネージなど周辺の雰囲気や阻害してしまうような表現は避ける。
オフィス街	スタイリッシュ 新しさ 開放的	赤坂一丁目、 品川駅東口、 汐留 など	ゆとりある通りや街区の開放感を生かす掲出位置や大きさとする。	・複数のテナントが屋外広告物を表示する場合は、掲出位置や大きさ等を統一し、低層部に集約化する。 ・高層部での表示は箱文字・切文字とするなど壁面と一体的なものとなるよう配慮し、屋外広告物等によるぎわいの演出は低層部で行う。
その他	上記に当てはまらない場所等		周辺から突出して目立つことは避け、街並みと調和した表示とする。	・鮮やかな色彩を用いる場合は使用面積を抑え、広告物の大きさや表現が過大とならないようにする。

該当区分がご不明な場合は、こちらへお問い合わせください。 港区 開発指導課 景観指導係 tel.03-3578-2232



※この地図は、概ねの位置を示したものです。



ファッション街で周辺に配慮し色彩を抑えた飲食店看板



界限性豊かな路地に連なる昔ながらの赤提灯



オフィス街周辺のスタイリッシュな和風の店舗と看板



オフィス街周辺の高層部での箱文字表示

(2) 土地利用の特性に応じた配慮事項

② 住宅地

配慮のポイント

- ・住宅地では、暖かく穏やかな色彩を基調とするなど、安らぎを感じさせる表示とし、住宅地の落ち着いた雰囲気や植栽との調和に配慮する。

具体的な配慮例

- ・暖色系の低彩度色を基調とし、住宅地の街並みと調和したデザインとする。
- ・木材や石材などの自然素材を活用し、植栽と組み合わせて緑豊かな景観を創出する。
- ・照明等を用いる場合は最小限とし、深夜帯は消灯するなど配慮する。



安らぎを感じさせる暖色系の低彩度色を基調としたデザイン

※港区全区域を商業地と住宅地に区分していますが、実際の土地利用や景観の実態を踏まえ、周辺環境に応じた誘導を図っていきます。



自然素材と植栽を組み合わせた表示によって緑豊かな景観を創出した店舗

屋外広告物による景観形成のイメージ

改善前



× 暖かく落ち着いた住宅地の景観に対比的な寒色系の派手な色彩が基調になっています。

改善後



◎ 住宅地と共通性のある暖かく穏やかな色彩を基調とし、高さや情報の繰り返し等を抑えています。

住宅地



※この地図は、概ねの位置を示したものです。

屋外広告物の地色に推奨する色彩の範囲

低層部			高層部
色相	明度	彩度	箱文字・切文字などの表示を基本とし、建物幅の1/3以下に収めます。
0.0R~5.0Y	—	8以下	
その他	—	6以下	

地色：全体の印象に影響を与える面積の大きい色彩のことで、一つの広告物の中で、その表示面の1/3を超える色彩とします。

推奨する色彩を用いた広告物の例



(3) 景観形成特別地区の配慮事項

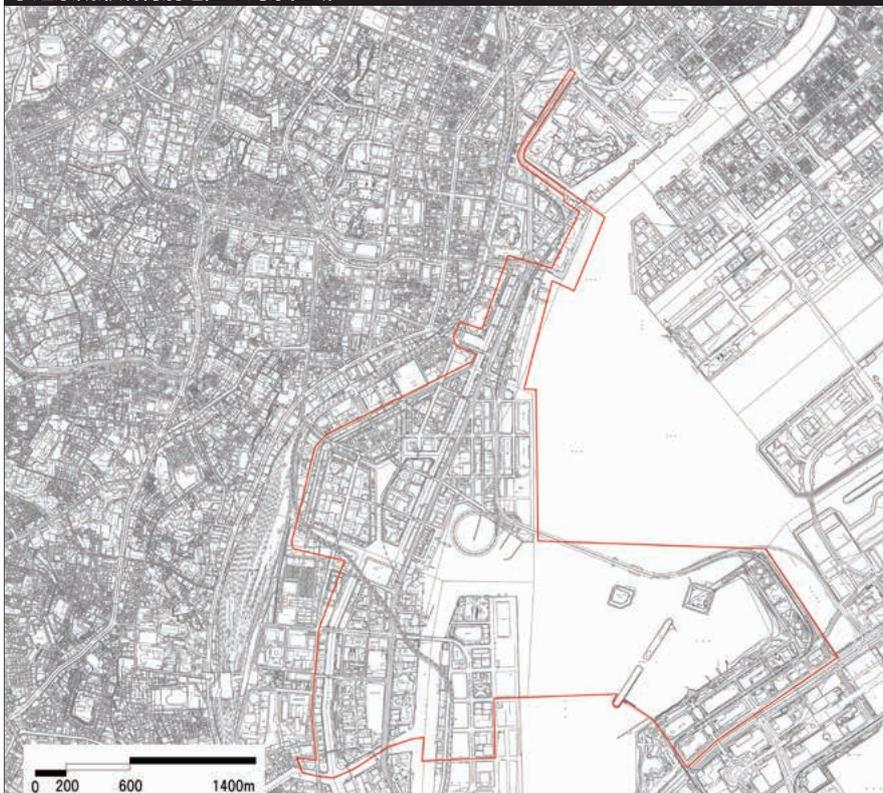
① 運河沿いや臨海部の良好な景観形成

・水辺景観形成特別地区

地区	港区景観計画に定められている屋外広告物の表示等の制限に関する事項																												
水辺景観形成特別地区	<input type="checkbox"/> 屋外広告物の表示・掲出に関する基準は、以下に示すとおりとする。ただし、広告協定地区※(臨海部)における広告物は、臨海副都心広告協定に定められたルールによる。																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>表示等の制限に関する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋上設置の広告物</td> <td><input type="checkbox"/> 建物の屋上に広告物を表示し、又は設置しない。</td> </tr> <tr> <td>建物壁面の広告物</td> <td> <input type="checkbox"/> 広告物の光源に、赤色又は黄色を使用しない。 <input type="checkbox"/> 光源は点滅させない。 </td> </tr> <tr> <td>広告物の色彩</td> <td> <input type="checkbox"/> 建物の壁面のうち、高さ 10m 以上の部分を利用する自家用広告物の色彩は、水辺景観と調和した低彩度を基本とし、一つの広告物の中で、その表示面積の 1/3 を超えて使用できる色彩の彩度は次のとおり定める。 <table border="0"> <tr> <td>【色相】</td> <td></td> <td>【彩度】</td> </tr> <tr> <td>0.1R ~ 10R</td> <td>→</td> <td>5 以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR ~ 5Y</td> <td>→</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>5.1Y ~ 10G</td> <td>→</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>0.1BG ~ 10B</td> <td>→</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>0.1PB ~ 10RP</td> <td>→</td> <td>4 以下</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>表示等の制限の例外</td> <td> <input type="checkbox"/> 許可を受けずに表示できる広告物には、本表に定める表示等の制限は適用しない。 <input type="checkbox"/> この基準に適合しない広告物であっても、特にデザインが優れ、水辺景観の形成に寄与するものについては、この基準によらないことができる。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	表示等の制限に関する事項	屋上設置の広告物	<input type="checkbox"/> 建物の屋上に広告物を表示し、又は設置しない。	建物壁面の広告物	<input type="checkbox"/> 広告物の光源に、赤色又は黄色を使用しない。 <input type="checkbox"/> 光源は点滅させない。	広告物の色彩	<input type="checkbox"/> 建物の壁面のうち、高さ 10m 以上の部分を利用する自家用広告物の色彩は、水辺景観と調和した低彩度を基本とし、一つの広告物の中で、その表示面積の 1/3 を超えて使用できる色彩の彩度は次のとおり定める。 <table border="0"> <tr> <td>【色相】</td> <td></td> <td>【彩度】</td> </tr> <tr> <td>0.1R ~ 10R</td> <td>→</td> <td>5 以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR ~ 5Y</td> <td>→</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>5.1Y ~ 10G</td> <td>→</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>0.1BG ~ 10B</td> <td>→</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>0.1PB ~ 10RP</td> <td>→</td> <td>4 以下</td> </tr> </table>	【色相】		【彩度】	0.1R ~ 10R	→	5 以下	0.1YR ~ 5Y	→	6 以下	5.1Y ~ 10G	→	4 以下	0.1BG ~ 10B	→	3 以下	0.1PB ~ 10RP	→	4 以下	表示等の制限の例外	<input type="checkbox"/> 許可を受けずに表示できる広告物には、本表に定める表示等の制限は適用しない。 <input type="checkbox"/> この基準に適合しない広告物であっても、特にデザインが優れ、水辺景観の形成に寄与するものについては、この基準によらないことができる。
	区分	表示等の制限に関する事項																											
	屋上設置の広告物	<input type="checkbox"/> 建物の屋上に広告物を表示し、又は設置しない。																											
	建物壁面の広告物	<input type="checkbox"/> 広告物の光源に、赤色又は黄色を使用しない。 <input type="checkbox"/> 光源は点滅させない。																											
広告物の色彩	<input type="checkbox"/> 建物の壁面のうち、高さ 10m 以上の部分を利用する自家用広告物の色彩は、水辺景観と調和した低彩度を基本とし、一つの広告物の中で、その表示面積の 1/3 を超えて使用できる色彩の彩度は次のとおり定める。 <table border="0"> <tr> <td>【色相】</td> <td></td> <td>【彩度】</td> </tr> <tr> <td>0.1R ~ 10R</td> <td>→</td> <td>5 以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR ~ 5Y</td> <td>→</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>5.1Y ~ 10G</td> <td>→</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>0.1BG ~ 10B</td> <td>→</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>0.1PB ~ 10RP</td> <td>→</td> <td>4 以下</td> </tr> </table>	【色相】		【彩度】	0.1R ~ 10R	→	5 以下	0.1YR ~ 5Y	→	6 以下	5.1Y ~ 10G	→	4 以下	0.1BG ~ 10B	→	3 以下	0.1PB ~ 10RP	→	4 以下										
【色相】		【彩度】																											
0.1R ~ 10R	→	5 以下																											
0.1YR ~ 5Y	→	6 以下																											
5.1Y ~ 10G	→	4 以下																											
0.1BG ~ 10B	→	3 以下																											
0.1PB ~ 10RP	→	4 以下																											
表示等の制限の例外	<input type="checkbox"/> 許可を受けずに表示できる広告物には、本表に定める表示等の制限は適用しない。 <input type="checkbox"/> この基準に適合しない広告物であっても、特にデザインが優れ、水辺景観の形成に寄与するものについては、この基準によらないことができる。																												

※広告協定に関する詳しい説明は P.54 をご覧ください。

水辺景観形成特別地区の対象区域



※この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 29 都市基交著第 34 号

具体的な配慮例

- ・水辺の対岸や歴史的庭園等からの眺望に配慮し、高さ 10m 以上の部分を利用する広告は箱文字・切文字などの表示を基本とし、壁面と一体的なデザインとする。
- ・照明を用いる場合は、臨海部の美しい夜景に配慮し、点滅等の目立つ表現を避けた白色系のシンプルなものとする。



水辺の眺望や開放感を保全するシンプルな建物サイン

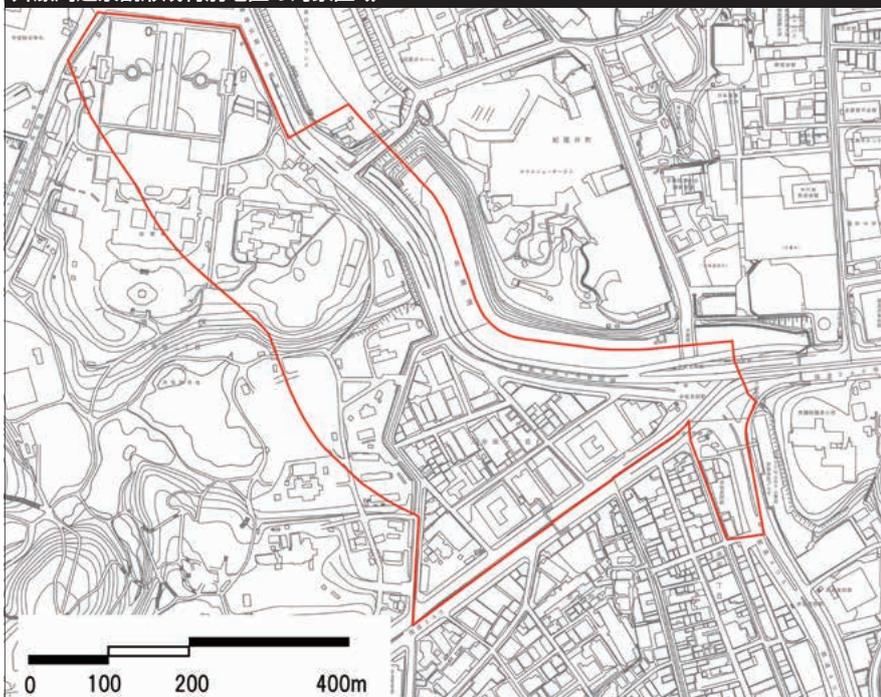
(3) 景観形成特別地区の配慮事項

② 水と緑の軸を保全、育成する 景観形成

・ 外濠周辺景観形成特別地区

地区	港区景観計画に定められている屋外広告物の表示等に関する配慮事項
外濠周辺景観形成特別地区	<ul style="list-style-type: none"> □ 外堀通り沿道の屋外広告物は、外濠の歴史的な趣きと調和した規模、位置、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。 □ 敷地周辺に歴史的資源がある場合は、外濠や歴史的資源と調和した、規模、位置、色彩等のデザイン、形態・意匠に配慮する。 □ 建築物の3階を超える部分又は地盤面からの高さが10m以上の部分に設置する屋外広告は、外濠からの眺めを阻害しないよう、規模、高さ、形態・意匠に配慮する。 □ 屋上に設置する屋外広告は、周辺の建築物群のスカイラインとの調和を図り、外濠からの眺めを阻害することのないよう、規模や高さ等について配慮する。 □ 喰違土橋や弁慶橋から見える範囲では、<small>くいちがいとばし</small> 広告物の大きさをできるだけ抑え、周辺の街並みと調和するように低彩度の色彩を基本とする。また、眺望の阻害要因とならないようにLEDビジョンや原色の光源はできる限り避ける。

外濠周辺景観形成特別地区の対象区域



※この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 29 都市基交著第 34 号

具体的な配慮例

- ・ 外濠からの眺望に配慮し、高さ10m以上の部分を利用する広告は箱文字・切文字などの表示を基本とし、壁面と一体的なデザインとする。
- ・ 歴史的資源周辺では、落ち着いた色彩を基調とし、歴史的資源の存在感を妨げない最小限の表示とする。



外濠の歴史的な雰囲気や眺望を妨げない箱文字デザインの広告

屋外広告物による景観形成のイメージ



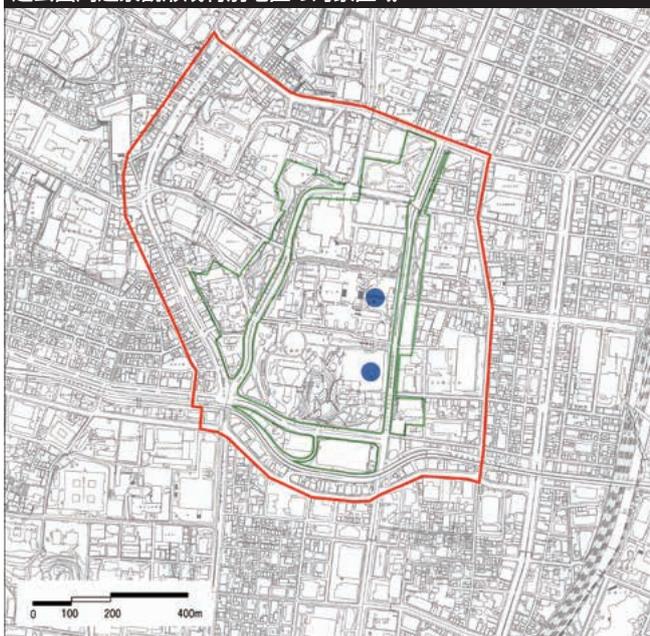
(3) 景観形成特別地区の配慮事項

③ 歴史的な庭園等からの
良好な眺望保全

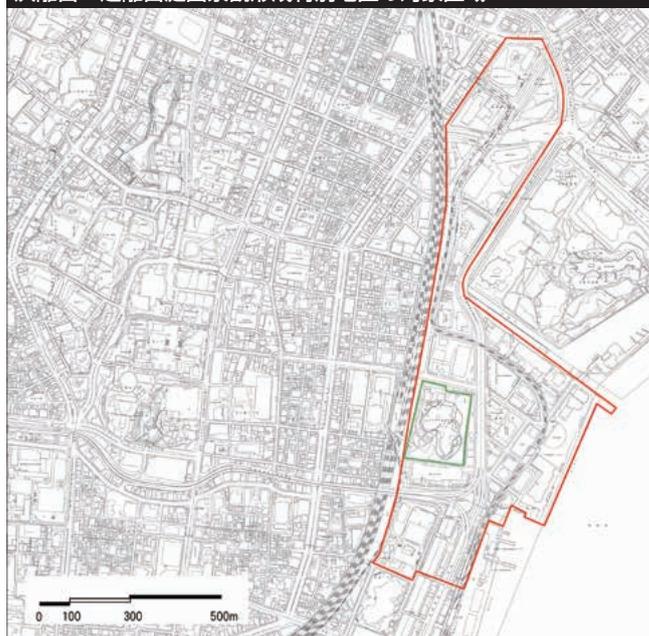
- ・ 芝公園周辺景観形成特別地区
- ・ 浜離宮・芝離宮庭園景観形成特別地区

地区	港区景観計画に定められている屋外広告物の表示等に関する配慮事項																						
芝公園周辺 景観形成特別地区	<input type="checkbox"/> 芝公園周辺において屋外広告物を表示・掲出する場合は、周辺の景観と調和した低彩度の色彩を基本とし、低明度の色彩は避けるよう配慮する。																						
浜離宮・芝離宮庭園 景観形成特別地区	港区景観計画に定められている屋外広告物の表示等の制限に関する事項																						
	<input type="checkbox"/> 浜離宮・芝離宮庭園景観形成特別地区では、地盤面から 20m 以上の部分においては、次の屋外広告物に限り、表示・掲出できる。ただし、表示・掲出にあたっては、下表に定める基準による。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用の屋外広告物（自社名、ビル名、店名、商標の表示など） ・ 公共公益目的の屋外広告物 ・ 非営利目的の屋外広告物 																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>表示等の制限に関する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋上設置の広告物</td> <td><input type="checkbox"/> 地盤面から 20m 以上の部分では、建物の屋上に広告物を表示し、又は設置しない。</td> </tr> <tr> <td>建物壁面の広告物</td> <td><input type="checkbox"/> 地盤面から 20m 以上の部分では、広告物に光源を使用しない。</td> </tr> <tr> <td>広告物の色彩</td> <td> <input type="checkbox"/> 建物の壁面のうち、高さ 20m 以上の部分を利用する自家用広告物の色彩は、庭園景観と調和した低彩度を基本とし、一つの広告物の中で、その表示面積の 1/3 を超えて使用できる色彩の彩度は次のとおり定める。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>【色相】</th> <th>【彩度】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R ~ 10R</td> <td>→ 5 以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR ~ 5Y</td> <td>→ 6 以下</td> </tr> <tr> <td>5.1Y ~ 10G</td> <td>→ 4 以下</td> </tr> <tr> <td>0.1BG ~ 10B</td> <td>→ 3 以下</td> </tr> <tr> <td>0.1PB ~ 10RP</td> <td>→ 4 以下</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>表示等の制限の例外</td> <td><input type="checkbox"/> 建物の背後にある広告物など、庭園内から見えない広告物は、本表に定める表示等の制限にかかわらず、表示できる。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	表示等の制限に関する事項	屋上設置の広告物	<input type="checkbox"/> 地盤面から 20m 以上の部分では、建物の屋上に広告物を表示し、又は設置しない。	建物壁面の広告物	<input type="checkbox"/> 地盤面から 20m 以上の部分では、広告物に光源を使用しない。	広告物の色彩	<input type="checkbox"/> 建物の壁面のうち、高さ 20m 以上の部分を利用する自家用広告物の色彩は、庭園景観と調和した低彩度を基本とし、一つの広告物の中で、その表示面積の 1/3 を超えて使用できる色彩の彩度は次のとおり定める。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>【色相】</th> <th>【彩度】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R ~ 10R</td> <td>→ 5 以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR ~ 5Y</td> <td>→ 6 以下</td> </tr> <tr> <td>5.1Y ~ 10G</td> <td>→ 4 以下</td> </tr> <tr> <td>0.1BG ~ 10B</td> <td>→ 3 以下</td> </tr> <tr> <td>0.1PB ~ 10RP</td> <td>→ 4 以下</td> </tr> </tbody> </table>	【色相】	【彩度】	0.1R ~ 10R	→ 5 以下	0.1YR ~ 5Y	→ 6 以下	5.1Y ~ 10G	→ 4 以下	0.1BG ~ 10B	→ 3 以下	0.1PB ~ 10RP	→ 4 以下	表示等の制限の例外	<input type="checkbox"/> 建物の背後にある広告物など、庭園内から見えない広告物は、本表に定める表示等の制限にかかわらず、表示できる。
	区分	表示等の制限に関する事項																					
	屋上設置の広告物	<input type="checkbox"/> 地盤面から 20m 以上の部分では、建物の屋上に広告物を表示し、又は設置しない。																					
建物壁面の広告物	<input type="checkbox"/> 地盤面から 20m 以上の部分では、広告物に光源を使用しない。																						
広告物の色彩	<input type="checkbox"/> 建物の壁面のうち、高さ 20m 以上の部分を利用する自家用広告物の色彩は、庭園景観と調和した低彩度を基本とし、一つの広告物の中で、その表示面積の 1/3 を超えて使用できる色彩の彩度は次のとおり定める。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>【色相】</th> <th>【彩度】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R ~ 10R</td> <td>→ 5 以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR ~ 5Y</td> <td>→ 6 以下</td> </tr> <tr> <td>5.1Y ~ 10G</td> <td>→ 4 以下</td> </tr> <tr> <td>0.1BG ~ 10B</td> <td>→ 3 以下</td> </tr> <tr> <td>0.1PB ~ 10RP</td> <td>→ 4 以下</td> </tr> </tbody> </table>	【色相】	【彩度】	0.1R ~ 10R	→ 5 以下	0.1YR ~ 5Y	→ 6 以下	5.1Y ~ 10G	→ 4 以下	0.1BG ~ 10B	→ 3 以下	0.1PB ~ 10RP	→ 4 以下										
【色相】	【彩度】																						
0.1R ~ 10R	→ 5 以下																						
0.1YR ~ 5Y	→ 6 以下																						
5.1Y ~ 10G	→ 4 以下																						
0.1BG ~ 10B	→ 3 以下																						
0.1PB ~ 10RP	→ 4 以下																						
表示等の制限の例外	<input type="checkbox"/> 建物の背後にある広告物など、庭園内から見えない広告物は、本表に定める表示等の制限にかかわらず、表示できる。																						

芝公園周辺景観形成特別地区の対象区域



浜離宮・芝離宮庭園景観形成特別地区の対象区域



※この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。（承認番号）29 都市基交著第 34 号

具体的な配慮例

- ・ 歴史的庭園の内部から望みされる壁面への表示は極力控える。
- ・ どうしても建物頂部に広告物を表示する場合は、壁面と調和する箱文字・切文字などの表示とし、金属の質感を生かすなど落ち着いた色彩を基本とする。



芝離宮庭園からの眺望に配慮して建物頂部への広告物表示を控えたビル



高層部の広告物表示をできるだけ控え眺望に配慮した浜離宮恩賜庭園周辺のビル

屋外広告物による景観形成のイメージ

改善前

✕ 屋上や壁面広告物の派手な地色が庭園内部から望みされ、庭園からの眺望を阻害しています。



改善後

◎ 庭園内部から望みされる建物頂部はできるだけ広告物の表示を控え、表示する場合は箱文字などとしています。



地域特性を伸長する屋外広告物の例

芝公園周辺景観形成特別地区



芝公園周辺の眺望を保全するすっきりとしたビルサイン

浜離宮・芝離宮庭園景観形成特別地区



歴史的庭園からの眺望を保全する壁面と調和した箱文字表示



芝公園の豊かな緑に調和する植栽や壁面緑化を組み合わせた表示



歴史的な庭園の雰囲気と調和する木材等の自然素材や色調を用いた表示

庭園の豊かな緑に調和する落ち着いた色彩が基調の案内表示

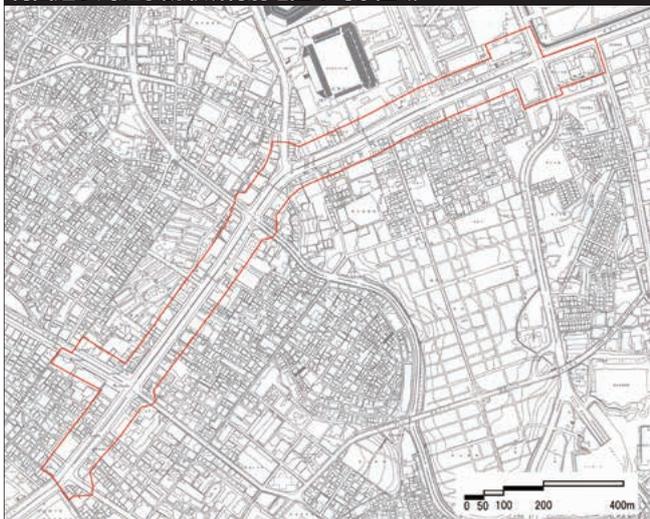
(3) 景観形成特別地区の配慮事項

④ 大規模な道路の整備にあわせた景観形成

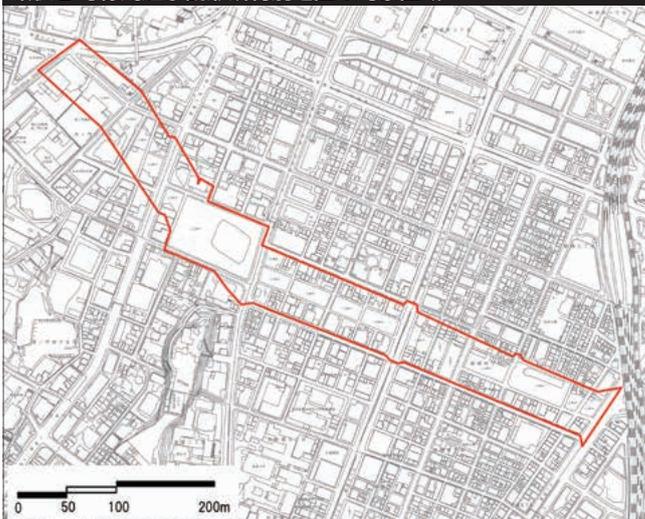
- ・ 青山通り周辺景観形成特別地区
- ・ 環状2号線周辺景観形成特別地区

地区	港区景観計画に定められている屋外広告物の表示等に関する配慮事項
青山通り周辺 景観形成特別地区	<ul style="list-style-type: none"> □ 青山通り沿いで建築物の壁面に屋外広告物を表示・掲出する場合は、風格ある街並みを阻害することのないよう、規模、位置、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。 □ 建築物の屋上に屋外広告物を設置する場合は、周辺の建築物群のスカイラインと調和が図られるよう、規模や高さ等について配慮する。
環状2号線周辺 景観形成特別地区	<ul style="list-style-type: none"> □ 環状2号線に面する建築物の壁面に屋外広告物を表示・掲出する場合は、シンボルストリートとして統一感ある沿道景観が確保されるよう、低層部にまとめ、規模、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。 □ 屋上広告物は、シンボルストリートとしての周辺景観に配慮して、設置は控える。

青山通り周辺景観形成特別地区の対象区域



環状2号線周辺景観形成特別地区の対象区域



※この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 29 都市基交著第 34 号



品格が感じられる屋外広告物の設置により、明るく落ち着いた色調のビル群や豊かな街路樹の連続性が引き立つ青山通り



屋外広告物の低層部への集約によって、シンボルストリートとして統一感ある沿道景観が形成されている環状2号線沿道

具体的な配慮例

- ・ 広告物によるにぎわいの演出は、歩行者に近い低層部で行い、中高層部は風格ある街並みの統一感や連続性を創出する。
- ・ 建物頂部に設置する場合は、周辺の建物や類似する広告物等と規模や高さを揃えて、スカイラインの統一を図るなど、街並みの連続性を創出する。



建築物と一体的に計画された低層部の窓面によるにぎわいの演出



建築物と調和するモノトーン系の色彩でまとめた洗練された印象の広告物

屋外広告物による景観形成のイメージ



地域特性を伸長する屋外広告物の例

青山通り周辺景観形成特別地区



環状2号線周辺景観形成特別地区

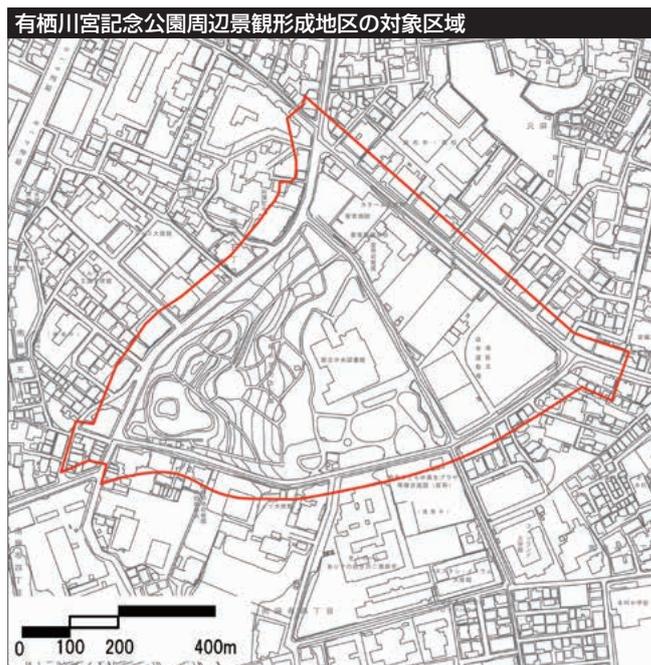


(3) 景観形成特別地区の配慮事項

⑤ 大規模緑地を生かした
風格のある沿道の景観形成

- ・ プラチナ通り周辺景観形成特別地区
- ・ 有栖川宮記念公園周辺景観形成特別地区

地区	港区景観計画に定められている屋外広告物の表示等に関する配慮事項
プラチナ通り周辺 景観形成特別地区	<input type="checkbox"/> プラチナ通り沿いで屋外広告物を表示・掲出する場合は、洗練された通りの雰囲気や街並みと調和するよう、規模、位置、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。
有栖川宮記念公園周辺 景観形成特別地区	<input type="checkbox"/> 有栖川宮記念公園の外周道路沿いで屋外広告物を表示・掲出する場合は、周辺の落ち着いた街並みと調和するよう、規模、位置、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。 <input type="checkbox"/> 有栖川宮記念公園の外周道路沿いでは、原則として、屋外広告物を表示・掲出しないよう配慮する。ただし、下記に該当する場合は例外とする。 ・ 公共公益目的、非営利目的、自家用の屋外広告物を表示・掲出する場合 ・ 景観審議会などの意見を聴取した上で、有栖川宮記念公園周辺の落ち着いた街並みを阻害しないと認められる場合 ・ 建築物の背後にある屋外広告物など、有栖川宮記念公園の外周道路から見えない場所に表示・掲出する場合 ・ 東京都屋外広告物条例に基づく許可を受けずに表示・掲出できる広告物の場合



※この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 29 都市基交著第 34 号



緑量感のある銀杏並木が連続する風格のあるプラチナ通り



潤いある街並みを創出している有栖川宮記念公園の豊かな緑

具体的な配慮例

- ・建物外観を生かす計画的な表示とし、歩行者に近い低層部を基本とする。
- ・生き生きとした自然の緑の存在感を妨げないよう落ち着いた色彩やデザインとする。
- ・植栽を組み合わせたり木材などの自然素材を用いて、緑豊かな景観を創出する。



洗練されたプラチナ通りの雰囲気に調和した飲食店の広告物



豊かな緑や周辺の街並みと調和する落ち着いた色彩を用いたスーパーマーケット

屋外広告物による景観形成のイメージ

改善前



× 面積が大きく派手な広告物の地色が緑豊かな落ち着いた雰囲気を阻害しています。

改善後



◎ 豊かな緑の存在感を生かす落ち着いた色彩や素材を基本とし、鮮やかな色彩を用いる場合は、低層部で色数を限定したデザインとしています。

地域特性を伸長する屋外広告物の例

プラチナ通り周辺景観形成特別地区



品格を感じさせるフラッグ



建築と一体的な箱文字の表現

有栖川宮記念公園周辺景観形成特別地区



緑豊かな街並みに調和したショーウィンドウと広告物による演出



洗練された雰囲気の企業サイン



金属の質感を生かした店舗サイン



建築と一体的に計画された広告物



落ち着きを感じられるデザイン



緑を組み合わせた店舗入口の演出



豊かな植栽に調和する店舗サイン



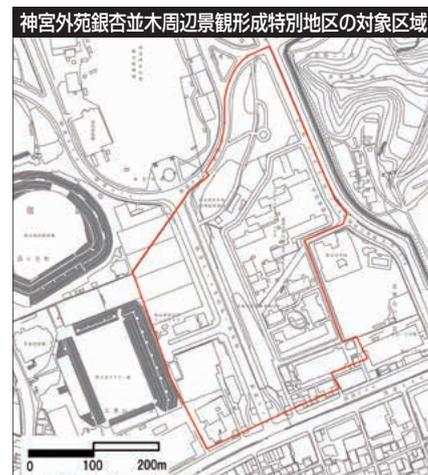
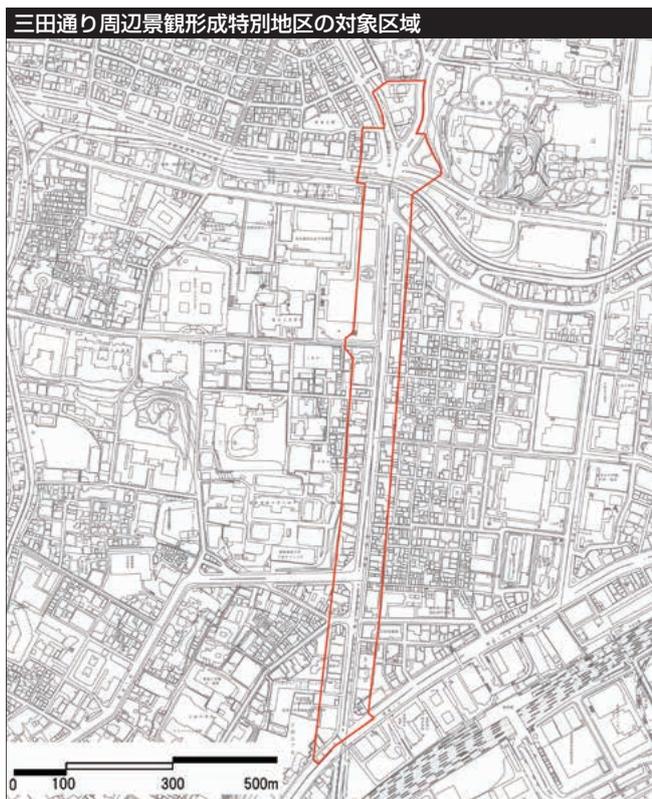
植栽を添えた広告物による演出

(3) 景観形成特別地区の配慮事項

⑥ ランドマークへの眺望が
際立つ景観形成

- ・三田通り周辺景観形成特別地区
- ・大門通り周辺景観形成特別地区
- ・神宮外苑銀杏並木周辺景観形成特別地区

地区	港区景観計画に定められている屋外広告物の表示等に関する配慮事項
三田通り周辺 景観形成特別地区	<ul style="list-style-type: none"> □ 三田通り沿いで屋外広告物を表示・掲出する場合は、東京タワーへの眺望を阻害することのないよう、規模、位置、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。 □ 建築物の屋上に屋外広告物を設置する場合は、周辺の建築物群のスカイラインと調和が図られるよう、規模や高さ等について配慮する。
大門通り周辺 景観形成特別地区	<ul style="list-style-type: none"> □ 大門通り沿いで屋外広告物を表示・掲出する場合は、大門及び三解脱門への見通しを阻害することのないよう、規模、位置、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。 □ 芝大門交差点～日比谷通り交差点の区間で屋外広告物を掲出する場合は、規模、位置、色彩等について、大門や三解脱門などの歴史的資源との調和に配慮する。
神宮外苑銀杏並木周辺 景観形成特別地区	<ul style="list-style-type: none"> □ 神宮外苑銀杏並木周辺において建築物の壁面に屋外広告物を表示・掲出する場合は、銀杏並木と調和するよう、規模、位置、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。 □ 建築物の屋上に設置する屋外広告物は、周辺の建築物群のスカイラインを著しく変化させることのないよう、規模や高さ等について配慮する。 □ 青山二丁目交差点を眺望点として、銀杏並木の上部に見える部分には、原則として、屋外広告物を表示・掲出しないよう配慮する。ただし、下記に該当する場合は例外とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・公共公益目的、非営利目的、自家用の屋外広告物を表示・掲出する場合 ・景観審議会などの意見を聴取した上で、銀杏並木の景観を阻害しないと認められる場合 ・東京都屋外広告物条例に基づく許可を受けずに表示・掲出できる広告物の場合



※この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 29 都市基交著第 34 号

具体的な配慮例

- ・眺望に影響する中高層部での表示は、地色を建物と共通性のある低彩度色とするか、箱文字・切文字などの表示とし、広告物は歩行者に近い低層部に集約する。
- ・建物頂部に設置する場合は、周辺の建物や類似する広告物等と規模や高さを揃え、ランドマークの存在感を妨げないデザインとする。



中高層部での突出看板等の表示が少なく、眺望が保全されている三田通り



歴史的なランドマークと調和する落ち着いた色彩や規模の広告物

屋外広告物による景観形成のイメージ



地域特性を伸長する屋外広告物の例

三田通り周辺景観形成特別地区



大門通り周辺景観形成特別地区



神宮外苑銀杏並木周辺景観形成特別地区



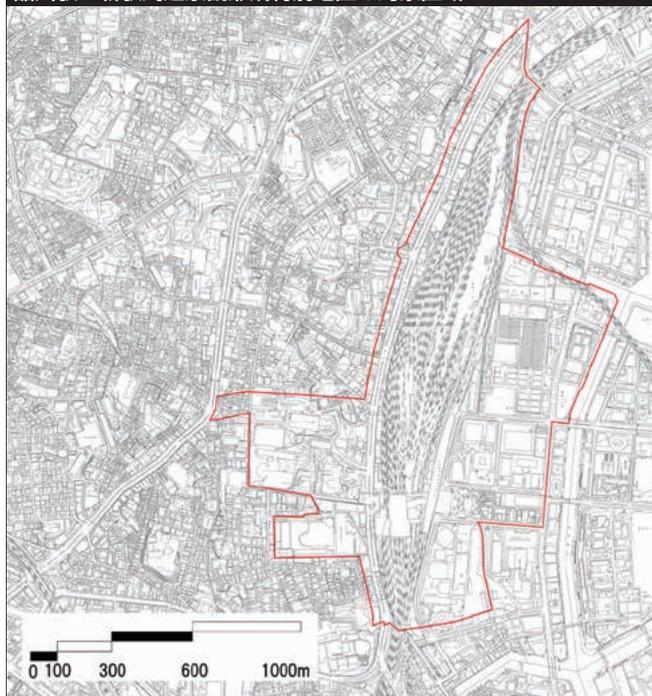
(3) 景観形成特別地区の配慮事項

⑦ 東京の南側玄関口にふさわしい景観形成

・品川駅・新駅周辺景観形成特別地区

地区	港区景観計画に定められている屋外広告物の表示等に関する配慮事項
品川駅・新駅周辺 景観形成特別地区	<ul style="list-style-type: none"> □ 建築物の壁面に屋外広告物を表示・掲出する場合は、東京の南側の玄関口として風格のある街並みを阻害することのないよう、規模、位置、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。 □ 建築物の屋上に設置する屋外広告物は、周辺の建築物群のスカイラインを著しく変化させることのないよう、規模や高さ等について配慮する。

品川駅・新駅周辺景観形成特別地区の対象区域



※この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 29 都市基文著第34号

具体的な配慮例

- ・ 駅ロータリー周辺においても、玄関口として品格を感じさせる落ち着いた色彩や圧迫感のない規模の表示とする。
- ・ 風格ある街並みのまとまりを創出する中高層部での表示は、地色を建物と共通性のある低彩度色とするか、箱文字・切文字などの表示とし、広告物は歩行者に近い低層部に集約する。



ガラスやタイルの外装が中心となった高層ビル群に調和した箱文字デザインの企業サイン

屋外広告物による景観形成のイメージ

改善前



✕ 電車等に向けた巨大な広告物が街並みのスケールから逸脱し、東京の南側の玄関口としての品格を阻害しています。

改善後



◎ 屋上や壁面頂部の広告物は建物と一体的な箱文字デザインなどとし、東京の南側の玄関口として品格ある景観を創出しています。

(4) 景観資源や周辺への影響が大きい場所での配慮事項

① 大規模な公園・緑地周辺

港区景観計画に定められている屋外広告物の表示等に関する配慮事項

- 大規模な公園・緑地等の周辺では、緑や地形など地域の景観をつくる背景、建築物や並木など景観を構成する要素との調和に配慮する。

具体的な配慮例

- ・ 緑地内外の多様な視点場に配慮した最小限の表示とし、規模や高さを抑える。
- ・ 生き生きとした自然の緑の存在感を妨げないよう落ち着いた色彩やデザインとする。
- ・ 植栽を組み合わせたり木材などの自然素材を用いて、緑豊かな景観を創出する。



隣接する並木の豊かな緑に調和する落ち着いた色彩を用いた飲食店の看板



植栽を組み合わせることでより緑豊かな景観を創出している施設案内板

屋外広告物による景観形成のイメージ

改善前



改善後



大規模な公園・緑地周辺の対象区域



※この地図は、概ねの位置を示したものです。

屋外広告物の地色に推奨する色彩の範囲

低層部			高層部
色相	明度	彩度	箱文字・切文字などの表示を基本とし、建物幅の1/3以下に収めます。
0.0R~5.0Y	—	8以下	
その他	—	6以下	

地色：全体の印象に影響を与える面積の大きい色彩のことで、一つの広告物の中で、その表示面の1/3を超える色彩とします。

低層部			
近似色	マンセル値 [日塗工No.]	近似色	マンセル値 [日塗工No.]
7.5R2.0/4.0	[07-20H]	2.5Y9.0/0.5	[22-90A]
10R3.0/4.0	[09-30H]	5Y5.0/2.0	[25-50D]
5.0YR4.0/4.0	[15-40H]	5GY4.0/2.0	[35-40D]
7.5YR3.0/3.0	[17-30F]	5G3.0/2.0	[45-30D]
10YR4.0/6.0	[19-40L]	2.5PB3.0/4.0	[72-30H]
10YR3.0/2.0	[19-30D]	5PB2.0/2.0	[75-20D]
10YR3.0/0.5	[19-30A]	N9.0	[N-90]
2.5Y6.5/0.5	[22-65A]	N2.0	[N-20]

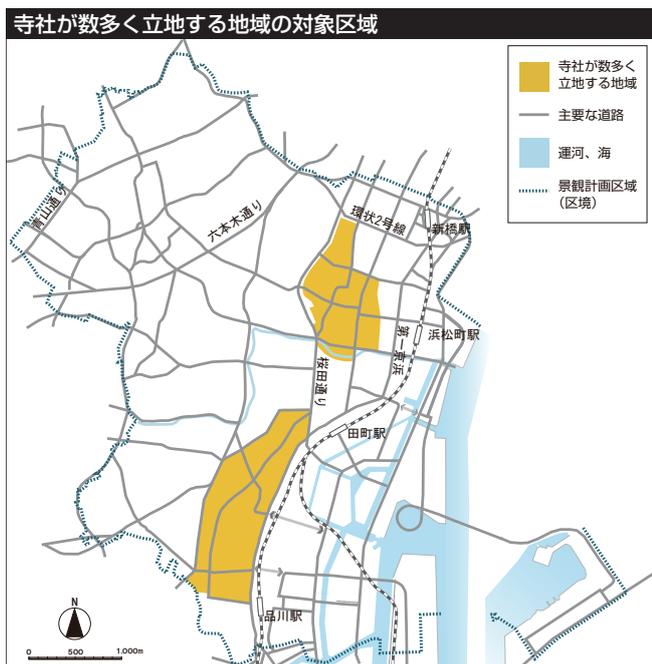
(4) 景観資源や周辺への影響が大きい場所での配慮事項

② 寺社が数多く立地する地域と 歴史的建造物周辺

- ・ 寺社が数多く立地する地域
- ・ 歴史的建造物(東京タワーを除く)周辺

地区	港区景観計画に定められている屋外広告物の表示等に関する配慮事項
寺社が数多く立地する地域	<input type="checkbox"/> 寺社が数多く立地する地域では、歴史的・文化的な面影や雰囲気との調和に配慮する。
歴史的建造物(東京タワーを除く)周辺 歴史的建造物の敷地(敷地内墓地を含む)に直接接する敷地内及び歴史的建造物の外壁 100m 以内※	<input type="checkbox"/> 建築物の壁面に屋外広告物を表示・掲出する場合は、歴史的建造物に調和した街並みを阻害することのないよう、規模、位置、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。 <input type="checkbox"/> 建築物の低層部における屋外広告物は、歴史的建造物との調和や街並みの連続性を妨げることのないよう、過度な表示・掲出をしないよう配慮する。

※歴史的建造物を含む寺社の境内地等及び名勝については、敷地から 100m 以内とします。



※この地図は、概ねの位置を示したものです。



※この地図は、概ねの位置を示したものです。

歴史的建造物とは以下のものを指します。

- ・ 文化財保護法、東京都文化財保護条例又は港区文化財保護条例に基づき指定・登録された文化財建造物
- ・ 景観法に基づく景観重要建造物
- ・ 東京都景観条例に基づく都選定歴史的建造物

※本ガイドライン策定後に新たに指定・登録・選定された建造物等も歴史的建造物とします。

歴史的建造物の一覧			
◆文化財建造物 <国宝> 1. 旧東宮御所 <国指定重要文化財> 2. 増上寺三解脱門 3. 有章院(徳川家継) 霊廟二天門 4. 旧台徳院霊廟惣門 5. 慶應義塾三田演説館 6. 慶應義塾図書館 7. 瑞聖寺大雄宝殿 8. 明治学院インブリー館 9. 旧朝香宮邸(東京都庭園美術館) A. 武家屋敷門 <国登録有形文化財> 10. 堀商店 11. 大倉集古館陳列館 12. 東京水産大学雲鷹丸	13. 廣徳院表門および練堀 14. 三菱電機株式会社高輪荘 15. 常照院本堂内陣 16. 妙定院熊野堂・土蔵 17. 心光院表門 18. 菊池寛実記念智美術館別館 19. キリスト友会フレンズセンター 20. 国際文化会館本館 21. 大橋茶寮 22. 虎ノ門大坂屋砂場店舗 23. 東京タワー <都指定有形文化財> 24. 氷川神社社殿 25. 増上寺経蔵 <区指定有形文化財> 26. 明治学院記念館 27. 増上寺旧方丈門	28. 旧乃木邸および馬小屋 29. 明治学院礼拝堂 30. 金刀比羅宮銅鳥居 31. 増上寺景光殿(旧広書院)表門 32. 清正公堂および山門 33. 旧協働会館 34. 善福寺本堂 <区登録有形文化財> 35. 鋳抜門 36. 報土寺築地堀(練堀) 37. 泉岳寺中門 38. 泉岳寺山門 39. 浅野長矩および赤穂義士墓所門 40. 水盤舎(元甲府宰相綱重御霊屋水屋) B. 大門	◆区外文化財建造物(隣接するもの) <国登録有形文化財> 41. 旧文部省庁舎 ◆歴史的建造物 <都選定歴史的建造物> 1. 西町インターナショナルスクール(松方ハウス) 2. 虎ノ門 金刀比羅宮 3. 日本基督教団安藤記念教会会堂 4. 港区立高輪台小学校 5. 高輪消防署二本榎出張所 6. 聖心女子学院正門 C. 普連土学園中学校舎

(平成 29 年 12 月現在)

具体的な配慮例

- ・参道や歴史的建造物への視点場となる位置からの眺望に配慮し、規模や高さを抑える。
- ・寺社や歴史的建造物の存在感を妨げないよう落ち着いた色彩やデザインとする。
- ・伝統的に用いられてきた自然素材等を用いて、歴史的・文化的雰囲気を創出する。



暖簾や金属の質感を生かした表札を用いた寺社に隣接する飲食店



歴史的な風情を感じさせる参道沿いの店舗の木製看板



風格が感じられる木製看板を用いた神社近くの飲食店



歴史を重ねた建物外観とともに風格を感じさせる登録有形文化財建造物の看板



歴史を感じさせる登録有形文化財建造物の落ち着いた看板

屋外広告物による景観形成のイメージ

改善前

✕ 広告物の派手な色彩や過大な表示が寺社や歴史的建造物の存在感を阻害しています。



改善後

◎ 落ち着いた色彩の木製看板や暖簾などの和風の広告物が歴史的・文化的雰囲気を出しています。



屋外広告物の地色に推奨する色彩の範囲

低層部

色相	明度	彩度
0.0R ~ 5.0Y	—	8以下
その他	—	6以下

地色：全体の印象に影響を与える面積の大きい色彩のことで、一つの広告物の中で、その表示面の1/3を超える色彩とします。

高層部

箱文字・切文字などの表示を基本とし、建物幅の1/3以下に収めます。

推奨する色彩を用いた広告物の例



(4) 景観資源や周辺への影響が大きい場所での配慮事項

③ 東京タワー周辺

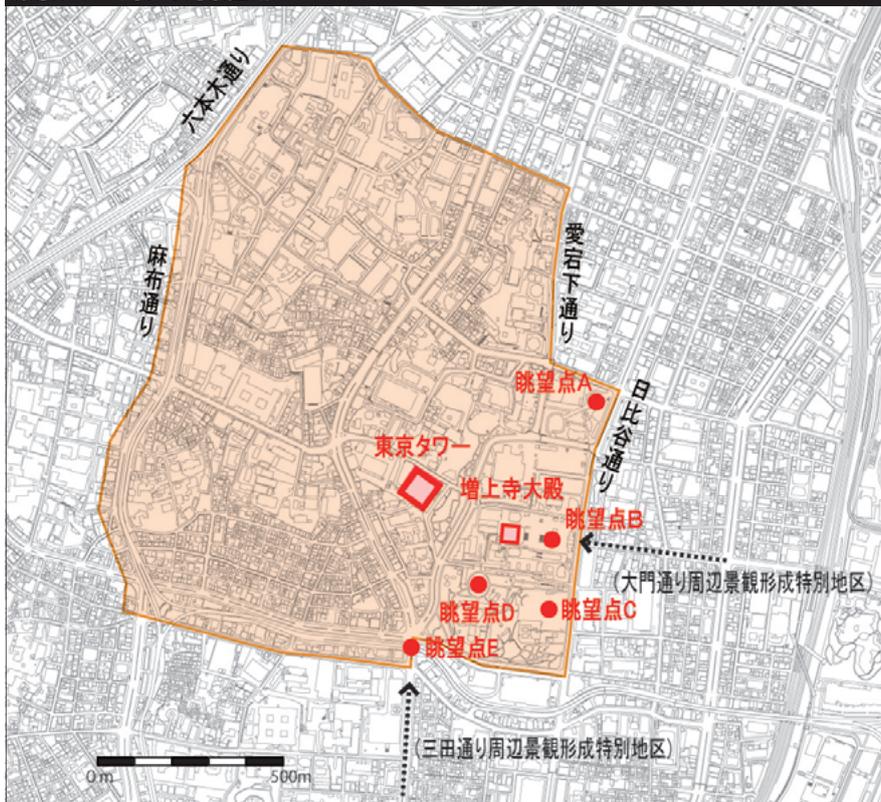
港区景観計画に定められている屋外広告物の表示等に関する配慮事項

- 建築物の高層部における屋外広告物や屋上広告物に光源を使用する場合は、東京タワーのライトアップによる象徴的な絵姿を阻害することがないように、過度な照明の使用を控えるなど、照明の位置、方法に配慮する。

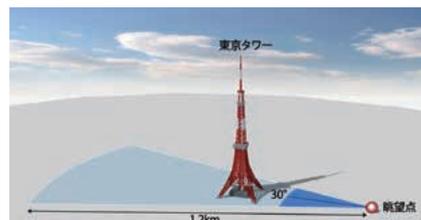
配慮のポイント

- ・屋外広告物を表示・掲出する場合は、日中においても、東京タワーの象徴的な絵姿を阻害することがないように、規模、位置、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。

東京タワー周辺の対象区域



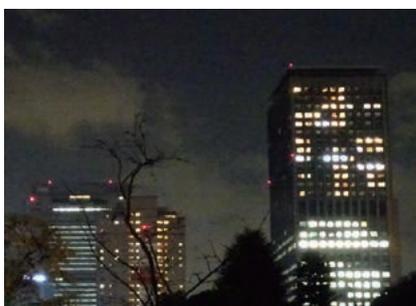
※この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 29 都市基交著第 34 号



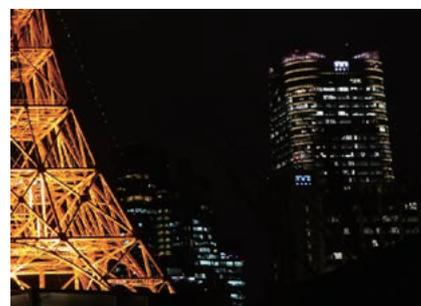
日中・夜間を通してランドマークとなっている東京タワーの絵姿

具体的な配慮例

- ・建物頂部の企業サイン等に照明を用いる場合は、間接照明式など光量が小さい照明方法とする。
- ・LED ビジョンなど光量大きいものは、高層部に設置しない。
- ・営業時間外や深夜帯の消灯などを行い、東京タワーが象徴的に見えるよう配慮する。
- ・地色を建物と共通性のある低彩度色とするか、箱文字・切文字などの表示とし、東京タワーの存在感を妨げないデザインとする。



眺望に影響する建物頂部に照明を用いた広告物表示を控えたビル



シンプルな白色系の光源を用いた箱文字の企業サイン表示

(4) 景観資源や周辺への影響が大きい場所での配慮事項

④ 大規模建築物等（大規模建築物を計画する場合）

港区景観計画に定められている屋外広告物の表示等に関する配慮事項

- 建築物の屋上には屋外広告物を設置しない。
- 【建築物等の3階を超える部分又は地盤面からの高さが10m以上の部分に設置する広告物】
- 建築物の窓面の内側から広告物及びこれに類するものを表示しない。
- 建築物の壁面に設置する広告物（以下、「壁面広告物」という。）は、自社名、ビル名、店名又は商標を表示するものに限る。
- 壁面広告は、光源を使用するものは、白色系とする。ただし、光源が点滅しないものに限る。
- 壁面を使って投射する広告物は使用しない。
- ビル名の文字などを表示する壁面広告は、高さ3m以下、長さを概ね壁面幅の1/3以下とする。

※大規模建築物等とは、下記の制度等を利用して建築されたものとする。

- | | | |
|-----------|-----------------------|---------------|
| ・市街地再開発事業 | ・都市再生特別地区 | ・PFI法に基づく事業 |
| ・高度利用地区 | ・高度地区の緩和の認定又は許可を受けたもの | ・PFI的手法に基づく事業 |
| ・特定街区 | ・総合設計（東京都、港区が許可するもの） | ・鉄道駅構内等開発計画 |
| ・再開発等促進区 | ・特例容積率適用地区 | |



透過性のあるガラス素材を用いて圧迫感を軽減した自立サイン



テナントのロゴや写真等のサイズを統一し建築物や外構に合わせてデザインされた例



緑豊かな外構に集約して表示されたテナントの集合看板

屋外広告物による景観形成のイメージ

